

別紙

「海外留学の契約を条件とする業務提供等に係る紛争案件」報告書（概要）

1 紛争案件の概要

本案件に係る申立人は2名（A、B。いずれも20歳代女性）相手方は1社である。

- (1) 申立人Aは、求人誌で海外留学や海外旅行に関するカウンセラー（以下「カウンセラー」という。）の募集広告を見て応募したところ、仕事をするには相手方が販売するカウンセラー養成のための海外留学コース（以下「カウンセラー養成コース」という。）に自費で参加することが条件といわれ、就職できるならと思い、契約した。約1ヵ月間留学し、帰国後、業務研修に入った。その時、具体的な仕事と給与体系の説明がされたが、業務内容は、電話で客にアポイントを取り、海外留学のコースなどを勧誘・販売するもので、高額なノルマも課されるとの説明であった。また、後日、身分は、社員ではなく、相手方との業務委託契約者の立場であると言われた。申立人は、事前の説明と違っており、当初からこうした業務内容が明確に説明されていれば、海外留学に行く契約はしなかったとして、相手方に対し、既払金の返還等を請求したが拒否され、紛争となった。
- (2) 申立人Bは、相手方に勤務する友人に誘われ、留学の話聞くだけのつもりでその会社に出向いた。就職したばかりで、資金もなく、2～3年先位にという考えであったが、相手方から、留学は早く決めた方が学校もホームステイ先も優先的に選べる、資金はクレジットにすればよいなどと強く勧誘され、1年以上先の海外留学を契約した。約2ヵ月後に相手方に解約を申し出たが、クレジット会社の変更を勧められ解約できなかった。その後再度解約を申し出たところ、高額の解約損料を請求され、納得できないとして紛争となった。

2 合意書

申立人と相手方は、本件紛争に係る合意書を次の内容（要旨）で締結した。

- (1) 申立人A
- ・相手方は、申立人Aに対する残債権を放棄する。
 - ・相手方は、申立人Aの既払金のうち一定額を申立人に返金する。
- (2) 申立人B
- ・相手方は、申立人Bに対して、本件契約に係る金員を一切請求しない。
 - ・相手方は、申立人Bの既払金を申立人に返金する。

3 報告にあたってのコメント

(1) 本取引態様の問題点

申立人Aについて

- ）相手方は、契約書面上は「業務提供誘引販売」と明示していたが、概要書面、契約書面不備とみられるケースであり、クーリング・オフが可能と考えられる。
- ）申立人Aは、参加したカウンセラー養成コースの内容が、研修目的から見て不満足なものであると指摘している。
- ）相手方での申立人Aの就職の実態は正規の雇用ではなく業務委託契約であった。しかも、仕事内容は電話で客にアポイントを取り、海外留学などの勧誘・販売を行うものであり、ノルマも高額で達成が難しかった。
- ）申立人Aは、既に海外留学という役務の提供を受けているので、仮にクーリング・オフで契約を解消した場合、原状回復がどこまで可能なのかが問題となった。

申立人Bについて

- ）本件企画手配旅行契約については、予定している役務とその対価が授受される前提となる諸条件が不確実であり、未確定な内容に関する合意なので、申立人Bに解約損料の支払等を求める合理性は認められない。
- ）申立人Bは、クレジット契約の手数料を負担して、全額、分割払で支払を完了する契約をしているが、この内容ならば、毎月貯金して、海外留学をする前に、海外留学費用全額を現金払することができる。それでも、クレジット契約となったのは、相手方の勧誘によるものであり、申立人Bは、分割払手数料の負担という不都合な負担を強いられたものといえる。

(2) 法律論上の問題点

業務提供誘引販売取引について

本件取引は、相手方から役務の提供を受けて取得した資格を利用してカウンセラー業務に従事し、収入を得ることを誘引として、相手方が主催するカウンセラー養成コースに自費で参加するという特定負担を申立人A

が負うものであり、「業務提供誘引販売取引」に該当すると解される。一般に、このような「業務提供誘引販売取引」では、事業者は、契約の相手方に対して、「その契約の内容を明らかにする書面」を交付しなければならない。しかし、本件相手方と申立人Aとの契約においては、Aの雇用形態（業務委託契約）が明らかではなく、かつ、採用後の研修期間内（3ヶ月内）に450万円を売り上げないと4ヶ月目からは基本給が支給されず、歩合給のみになるということが、事前に説明されず、書面にも明示されていない。他方、「当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項」についても、書面に明記されなければならないが、本件では、カウンセラー養成コースの内容が明確ではなく、相手方の役務の提供方法・内容が書面上明らかではない。

説明義務違反について

本件相手方は、申立人Aに対して、その参加するカウンセラー養成コースの内容につき、事前に十分な説明を行っていない。とりわけ、申立人Aは、すでに長期の留学経験があるため、相手方は、さらに自社主催のカウンセラー養成コースに参加する必要性を十分に説明しなければならない。これに加えて、具体的なプログラムを事前に提示することにより、申立人Aに、参加するか否かの意思決定をさせなければならない。しかし、本件では、相手方の説明が十分ではなく、申立人Aの意思決定に際して、その前提となる判断材料が提供されていなかったと考えられる。

企画手配旅行について

本件相手方と申立人Bとの契約は「企画手配旅行契約」に該当する。一般に、企画手配旅行契約においては、原則として、顧客が、申込書とともに申込金を事業者に対して支払うことによって契約が成立する。しかし、本件では、申立人Bによる申込金の支払がなされておらず、企画手配旅行契約そのものが成立したとは考えられない。また、仮に、本件相手方と申立人Bとの間に企画旅行手配契約の成立が認められるとしても、本件契約は、1年以上も先の留学に関する企画手配旅行契約であり、相手方は具体的な手配業務をいまだ行う段階になく、企画そのものが特定していない、と解される。

本件契約の効力について

）申立人Aとの契約については、業務提供誘引販売取引としての書面が不十分であり、書面の不備を理由としてクーリング・オフによる契約の解除も可能であると思われる。

もっとも、本件契約においては、すでに申立人Aが約1か月間現地で生活するなど（不十分ながらも）相手方から役務の提供を受けていることをも考えると、契約の解除による原状回復が困難であり、相手方に既払金全額の返還を求めることは難しい。また、仮に契約が有効であるとしても、本件相手方の説明義務違反によって、申立人Aは十分な判断資料に基づかずに、その意思決定を行ったと考えられるので、何らかの補償を求めることは可能と思われる。

そこで、当委員会は、本件相手方が申立人Aに対して残債権を放棄するとともに一定の既払金を返還する旨のあっせん案を作成した。

）申立人Bとの契約については、企画手配旅行契約がいまだ成立していないと考えられる。しかし、仮に契約の成立が認められるとしても、契約の目的である企画が特定していない段階での解約に対する事業者による解約損料の請求は、公序良俗（民法90条）に反するものであると解される。

したがって、当委員会は、本件契約の効力は否定され、申立人Bは本件相手方に対して未払金を支払う義務はなく、かつ、既払金の返還も請求できるとする旨のあっせん案を作成した。

(3) NPO法人認定資格について

申立人Aは、カウンセラー資格がNPO法人の認定資格であることを契約の動機の一つにあげている。NPO法人の認証は、特定非営利活動促進法（平成10年12月施行）に基づき一定の要件を満たしていれば法人として認められるものであり、役所がNPO法人に「お墨付き」を与えるものではない。NPO法人だからといって無条件で信用することなく、当該団体の活動内容や構成員を閲覧するなど、慎重な対応が、消費者に望まれる。

(4) 同種・類似被害の再発防止に向けて

事業者に対して

海外留学等のあっせんを内容あるいは勧誘の材料とする各種の取引（以下「海外留学等あっせんビジネス」という。）では、海外留学に関する法的整備が十分ではないこと等の事情から、今後とも、本件紛争と同種・類似の被害が発生するおそれがある。本件相手方のみならず、海外留学等あっせんビジネスに携わる全ての事業者には、関係法令等が定める内容を厳格に遵守するとともに、当委員会の見解を踏まえた自主的な努力を行い、同種・類似の紛争を発生させることのないよう適正な事業活動を遂行することが強く望まれる。

消費者に対して

消費者においても、海外留学等あっせんビジネスとの関わりにおいては、“海外”、“海外留学”ということで平常心を失うことなく、十分な理解と知識をもって自己の関わるリスクを管理することが必要であることに十分に配慮し、契約の締結を行うことが重要である。また、個々の消費者にこのような理解の促進を求めるだけでなく、消費者全体に対して海外留学等あっせんビジネスに対する理解を深めることも望まれる。